

## 岡山県ナシフグ取扱い要領

(趣旨)

第1条 ナシフグの衛生確保については、「岡山県ナシフグ取扱い要綱」(平成28年3月16日生衛第1063号保健福祉部長及び水第705号農林水産部長通知。以下「要綱」という。)に定めるほか、この要領に定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱において定義したもののほか、次の各号に掲げるものの意義については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修 要綱第2条第12号の別に定めるナシフグ研修をいう。
- (2) 養成会 要綱第4条第3項の別に定めるナシフグ指導員養成会をいう。
- (3) 講習 要綱第11条第1項の別に定めるナシフグ処理講習をいう。

(養成会)

第3条 農林水産部長は、要綱第4条第3項に規定するナシフグ指導員を養成するため、必要に応じて養成会を開催する。

2 養成会の受講者に関する要件は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生法第30条第5項に規定する食品衛生監視員の取得要件を満たす者又はこれと同等と保健福祉部長がみなす者であること。
- (2) 県漁連が推薦した者であること。

3 養成会を受講しようとする者は、農林水産部長に申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

4 養成会の内容は、次に掲げるものを必須とする。

- (1) ナシフグを含むふぐに関する知識
- (2) ナシフグの衛生確保を含む食品衛生に関する知識
- (3) 要綱及びこの要領を含む食品衛生関係法規

5 農林水産部長は、養成会の修了者に対し、ナシフグ指導員の証(別記様式第2号)を交付する。

(ナシフグ指導員)

第4条 ナシフグ指導員は、次の業務を行うこととする。

- (1) 漁業者、漁協等、ナシフグ処理業者、ナシフグ取扱者等に対する要綱及びこの要領についての指導
- (2) 漁協等、ナシフグ処理業者及びナシフグ取扱者における帳簿及び報告書等の確認
- (3) 要綱及びこの要領の違反者を発見した場合における農林水産部長、所管保健所長及び県漁連への報告
- (4) 研修における指導
- (5) 表示についての指導

- (6) 毒性検査の勸奨
- (7) ナシフグの安全を確保するための知識の普及
- (8) その他、保健福祉部長又は農林水産部長が指導する事項  
(研修)

第5条 県漁連は、必要に応じて研修を実施する。

2 ナシフグ研修の内容は、次に掲げるものを必須とする。

- (1) ナシフグに関する知識
- (2) ナシフグの衛生確保を含む食品衛生に関する知識
- (3) 要綱及びこの要領を含む食品衛生関係法規  
(漁協等の届出)

第6条 要綱第5条第1項又は第7項の届出において、届出者は、県漁連を経由して所管保健所長に届出書を提出しなければならない。

(ナシフグ取扱者の届出)

第7条 要綱第7条第1項又は第6項の届出において、届出者は、漁協等及び県漁連を経由して所管保健所長に届出書を提出しなければならない。

(講習)

第8条 保健福祉部長は、ナシフグ処理認定者を養成するため、必要に応じて講習を開催する。

2 講習の受講者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第2条第3号に規定するふぐ処理師
- (2) 条例第4条第3項に規定する免許の申請をしている者
- (3) 条例附則第2項に規定する認定証を交付された者(以下「認定ふぐ処理師」という。)

3 講習を受講しようとする者は、指定された日までに、保健所長を経由して保健福祉部長に申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

4 講習の内容は、次に掲げるものを必須とする。

- (1) ナシフグを含むふぐに関する知識
- (2) ナシフグの衛生確保を含む食品衛生に関する知識
- (3) 要綱及びこの要領を含む食品衛生関係法規

5 保健福祉部長は、受講者に対し、前項の内容についての試験を行う。

(認定)

第9条 保健福祉部長は、前条第5項の試験の合格者をナシフグ処理認定者に認定するとともに、その者にナシフグ処理認定証(別記様式第4号)を交付する。

(ナシフグ処理認定証の再交付等)

第10条 ナシフグ処理認定証の再交付を申請しようとする者は、保健所長を経由して保健福祉部長に再交付申請書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

2 ナシフグ処理認定証の書換交付を申請しようとする者は、保健所長を経由して保健福

社部長に書換交付申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により、再交付を受けた後、亡失した認定証を発見したときは、ナシフグ処理認定証返納届出書（別記様式第6号）により、保健所長を経由して保健福祉部長に認定証を返納しなければならない。
- 4 要綱第11条第4項の規定により、認定を取り消されたときは、返納届出書（別記様式第6号）により、保健所長を経由して保健福祉部長に認定証を返納しなければならない。  
（表示）

第11条 要綱第12条第2項の別に定める表示方法は、次のとおりとする。

- (1) 管理番号については、管理番号である旨の文字の次に、該当する番号を記載しなければならない。

例「岡山県ナシフグ産地確認証紙管理番号 A12345」,  
「産地確認証紙管理番号 A12345」, 「管理番号 A12345」等

- (2) 証紙を貼付及び添付した漁協等の名称又は氏名については、「集荷」の文字の前又は後に、以下のように記載しなければならない。

イ 漁協の場合は、次のいずれかの文字を記載すること。

「岡山県〇〇漁業協同組合」

「岡山県〇〇漁協」

例 「集荷 岡山県A漁業協同組合」, 「岡山県A漁協集荷」

- ロ 県漁連が指定した者の場合は、法人の名称又は個人の氏名の前又は後に、次のいずれかの文字を記載すること。なお、法人の名称における「株式会社」等は、「(株)」又は「KK」等と省略してもよい。

「岡山県漁業協同組合連合会指定者」

「岡山県漁業協同組合連合会指定」

「岡山県漁連指定者」

「岡山県漁連指定」

例 「集荷 岡山県漁業協同組合連合会指定(株)A」, 「集荷 (有)B岡山県漁連指定者」, 「集荷 岡山県漁業協同組合連合会指定者 岡山太郎」, 「岡山県漁連指定岡山二郎 集荷」等

- (3) 漁獲年月日については、漁獲年月日又は漁獲の旨の文字の前又は後に、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の第3条に規定された消費期限又は賞味期限の年月日の記載と同様の方法で記載しなければならない。

例 「漁獲年月日 平成27年4月1日」, 「漁獲年月日 2015年4月1日」, 「27.4.1 漁獲」, 「漁獲 15.4.1」等

附 則

（施行期日）

この要領は、要綱を施行した日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

岡山県農林水産部長 殿

住 所

ふりがな

氏 名

ナシフグ指導員養成会受講申請書

岡山県ナシフグ取扱い要領第3条第3項の規定により、ナシフグ指導員養成会の受講を申請します。

|             |           |       |
|-------------|-----------|-------|
| 申請者         | 本籍 (都道府県) |       |
|             | 生 年 月 日   | 年 月 日 |
| 申請者の<br>所 属 | 名 称       |       |
|             | 所 在 地     |       |
|             | 電 話 番 号   |       |

備考：添付書類

- 1 卒業証書等，食品衛生監視員の取得要件等を証する書類の写し
- 2 岡山県漁業協同組合連合会の推薦状

別記様式第2号 (第3条関係)

第 号

ナシフグ指導員の証

所 属

氏 名

年 月 日生

岡山県ナシフグ取扱い要綱第4条第3項に規定するナシフグ指導員であることを証します。

年 月 日交付

岡山県農林水産部長



別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

岡山県保健福祉部長 殿

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

ナシフグ処理講習受講申請書

岡山県ナシフグ取扱い要綱第11条第1項に規定するナシフグ処理講習を受講したいので、関係書類を添えて申請します。

申請者の所属

1 名 称

2 所在地



3 電話番号

備考：岡山県ふぐ処理等規制条例（平成27年岡山県条例第57号）第6条第1項に規定するふぐ処理師免許証若しくは附則第2項に規定する認定証の写しを添付してください。

なお、岡山県ふぐ処理等規制条例第4条第3項に規定する申請をしている者にあつては、欄外に「申請中」と朱書きしてください。

別記様式第4号（第9条関係）

（表）

|   |                   |   |   |   |
|---|-------------------|---|---|---|
|   |                   | 認 定 番 号   | 第 | 号 |
|  | ナ シ フ グ 処 理 認 定 証 |  |   |   |
| 氏 名   |                   |   |   |   |
| 年 月 日生  |                   |   |   |   |
| 上記の者は、岡山県ナシフグ取扱い要綱第11条第1項に基づき、ナシフグ処理認定者に認定されたことを証する。                              |                   |   |   |   |
| 年 月 日   |                   |   |   |   |
| 岡山県保健福祉部長   |                   |   |   | 印 |

（裏）

この証票を携帯する者は、岡山県ナシフグ取扱い要綱第8条第1項第3号に規定する「ナシフグ処理認定者」であり、その関係条文は次のとおりです。

**岡山県ナシフグ取扱い要綱（抜すい）**

（ナシフグ処理業者）

第8条4 ナシフグ処理業者は、営業所においてナシフグ処理認定者が処理した以外のナシフグを販売してはならない。（以下、略）

5 ナシフグ処理業者は、処理及び廃棄したナシフグについて、ナシフグ処理認定者が年度ごとに作成する報告書を、毎年4月30日までに県漁連に提出しなければならない。

（ナシフグ処理認定者）

第11条3 ナシフグ処理認定者は、処理に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 通知、条例及びこの要綱に従って処理すること。
- (2) 証紙の貼付及び添付したラウンドを処理すること。
- (3) 漁獲日から3日以内に処理すること。
- (4) 皮の除去に当たっては、皮下組織（薄皮）を残さないこと。
- (5) 処理が完了するまでは、凍結しないこと。

（表示）

第12条 処理済みのナシフグ（みがきフグを含む。）を包装して販売する場合には、食品表示法第4条第1項に規定する表示の基準（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号））に従い表示するほか、証紙に記載されている管理番号、証紙を貼付及び添付した漁協等の名称又は氏名並びに漁獲年月日についても表示しなければならない。



別記様式第5号 (第10条関係)

年 月 日

岡山県保健福祉部長 殿

住 所

ふりがな

氏 名

再 交 付  
ナシフグ処理認定証 申請書  
書換交付

岡山県ナシフグ取扱い要領第10条の規定により、ナシフグ処理認定証の再交付書換交付

を申請します。

|                 |           |       |
|-----------------|-----------|-------|
| 申 請 者           | 本籍 (都道府県) |       |
|                 | 生 年 月 日   | 年 月 日 |
|                 | 住所地の電話番号  |       |
| ナシフグ処理<br>認 定 証 | 認 定 番 号   | 第 号   |
|                 | 認 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 変 更 内 容         | 変 更 前     |       |
|                 | 変 更 後     |       |
| 理 由             |           |       |

- 備考：1 再交付又は書換交付については、いずれかに○をつけてください。  
 2 再交付申請の場合には、変更内容を記入する必要はありません。  
 3 書換交付申請の場合には、ナシフグ処理認定証を添付してください。

様式第6号 (第10条関係)

年 月 日

岡山県保健福祉部長 殿

住 所

ふりがな

氏 名

ナシフグ処理認定証返納届出書

岡山県ナシフグ取扱い要領 第10条第3項 の規定により、ナシフグ処理認定証を返納  
第10条第4項  
したいので届け出ます。

|                 |           |       |
|-----------------|-----------|-------|
| 申 請 者           | 本籍 (都道府県) |       |
|                 | 生 年 月 日   | 年 月 日 |
|                 | 電 話 番 号   |       |
| ナシフグ処理<br>認 定 証 | 認 定 番 号   | 第 号   |
|                 | 認 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 理 由             |           |       |

備考：ナシフグ処理認定証を添付してください。